

鈴鹿市告示第212号

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年9月29日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市補助金等交付要綱（平成29年鈴鹿市告示第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後						
別表第1（第2条関係）						
略						
産業振興部						
区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
74	略	略	略	略	略	略
75	<u>産地生産基盤パワーアップ事業費補助金</u>	<u>野菜、果樹等の産地の収益力の向上及び生産基盤の強化を図るため</u>	<u>農業者の組織する団体等であって別に定める要件を満たすもの</u>	<u>交付対象者が行う収益力の向上及び生産基盤の強化のための農業機械の導入等に要する経費</u>	<u>交付対象経費の2分の1以内の額</u>	農林水産課
76 ～ 79	略	略	略	略	略	略
略						
別表第2（第3条関係）						

改正前

別表第1（第2条関係）

略

産業振興部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
74	略	略	略	略	略	略
75 ～ 78	略	略	略	略	略	略

略

別表第2（第3条関係）

区分	補助金等の名称	所管課
略	略	略
43	略	略
44	<u>産地生産基盤パワーアップ事業費補助金</u>	<u>農林水産課</u>
<u>45～47</u>	略	略

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の鈴鹿市補助金等交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金等から適用する。

区分	補助金等の名称	所管課
略	略	略
43	略	略
<u>44</u> ～ <u>46</u>	略	略